

## ～ 国際研修 ～

### 第8回カンボジア法曹養成支援研修

国際協力部教官

上 坂 和 央

#### 第1 はじめに

2010年10月18日（月）から同月29日（金）まで、第8回カンボジア法曹養成支援研修を行った（日程表は文末の資料のとおり）。

研修員は、カンボジア王立裁判官・検察官養成校（Royal School of Judges and Prosecutors, 以下「RSJP」という。）の教官候補生7名であり、いずれも裁判官である。

フート・ヒエン氏（Mr）	カンダル州裁判所判事
ヘン・ソックナー氏（Mr）	タケオ州裁判所判事
スルン・チュンボリアッ氏（Ms）	カンダル州裁判所判事
ソー・リナー氏（Ms）	シアヌークビル州裁判所判事
ングオン・ブティー氏（Mr）	コンポンチャム州裁判所判事
タラン・パネ氏（Ms）	バタンバン州裁判所判事
チャン・リャンサイ氏（Mr）	最高裁判所判事

#### 第2 本研修実施の背景

日本は、カンボジアに対し、民法・民事訴訟法（民事執行及び民事保全に関する規定を含む）の起草支援を行い、既に両法ともカンボジア国会で成立し、民事訴訟法については、2007年7月から適用<sup>\*1</sup>され、民法については、適用を待つ状況にある。これらの民事法が適切に司法の場で運用されていくようにするため、JICAは、2005年11月からRSJP民事教育改善プロジェクトを開始した。このプロジェクトは、2008年4月に延長され、現在フェーズ2の実施中である。当部は、そのプロジェクトに深く関与している。

プロジェクトの主要な活動方針は、日本側が、裁判官や検察官を目指すRSJPの学生に対して直接講義を行うのではなく、RSJPの教官となる予定のRSJP教官候補生に講義等を行って教官を育成し、カンボジア側で自立的にRSJPの民事教育が実施できる体制を目指すことである。この方針に基づき、2006年3月から2010年9月までの間に、RSJP卒業生等の中から第1期から第4期までのRSJP教官候補生合計28名が選任されている。

---

\*1 日本の「施行」と同概念である。

RSJP教官候補生は、新法の知識を十分に身につけた上で、今後のRSJPにおける民事教育を担う重要な役割が期待されており、プロジェクトでは、主にRSJP教官候補生を対象として、既に過去7回の本邦研修を実施している。本研修でも、引き続きRSJP教官候補生に対し、日本側から民事法の集中的な情報提供を行うべく、RSJP教官候補生7名を日本に招いてカンボジア民法及び民事訴訟法に関する支援を実施した<sup>\*2</sup>。

### 第3 カリキュラム概要

主として民事模擬裁判を実施し、その他に判決起案演習及び民法演習を行った。また、京都地方裁判所及び大阪地方裁判所民事執行センターを訪問し、傍聴や見学、裁判官等への質疑応答を実施した。

### 第4 模擬裁判

#### 1 模擬裁判を行う趣旨

民事模擬裁判を実施するのは、本研修で4度目となり、その趣旨も既に過去の研修の報告において紹介されていることから<sup>\*3</sup>、ここでは割愛するが、RSJPに派遣されている長期専門家からは、本邦研修後、RSJPで生徒による模擬裁判を実施し、その際には研修を終えたRSJP教官候補生が指導役を務め、的確な指導がなされた旨報告があった。本邦研修における民事模擬裁判の実施は、高い教育効果を有し、RSJPにおける教育改善にも大きな影響があるものである。

#### 2 模擬裁判用事案の作成及び内容について

模擬裁判用事案は、カンボジアの記録を題材として作成するのが望ましいが、今回の研修で用いた模擬裁判用記録についてもこれまでと同様に日本の模擬裁判用事案に手を加える形で模擬裁判の事案を作成した。ただし、記録の内容を簡略化したほか、現地アシスタントや翻訳をお願いしたスワイ・レン氏との協議により、人名や地名など、カンボジアの事件として自然な記録となるよう変更を加えた。

その理由は、カンボジアでの記録化が十分ではなく、題材となり得る記録を探すこと自体が困難であること<sup>\*4</sup>に加え、そもそも未だ民法が適用に至っておらず、新民法を前提とした記録が存在しないこともあり、現時点では、日本の模擬裁判用事案に手を加える方法をとらざるを得ないからである。

模擬裁判用事案の内容は、不動産売買契約に基づく（残）代金請求の事案を用いた。

---

<sup>\*2</sup> RSJPでは、これまで2006年3月にRSJP第1期生卒業生等からRSJP第1期教官候補生7名を、2008年5月にRSJP第2期生卒業生からRSJP第2期教官候補生7名を、2009年5月にRSJP第3期生卒業生からRSJP第3期教官候補生7名を選任していた。しかしながら、2010年については、RSJP第4期生の卒業試験実施が遅れ、2010年9月、RSJP第1期生から第3期生卒業生の中からRSJP第4期教官候補生7名を選任した。本研修では、RSJP第4期教官候補生のうち比較的早期に選任された1名とRSJP第2期及び第3期教官候補生6名を日本に招き、研修を実施した。

<sup>\*3</sup> 前述の過去の本邦研修のうち、模擬裁判を実施した第3回、第4回及び第6回研修を報告したICD NEWS33号（2007.12）、38号（2009.3）、42号（2010.3）を参照されたい。

<sup>\*4</sup> 詳細は第6回研修を報告したICD NEWS42号（2010.3）を参照されたい。

その概要は次のとおりである。

原告会社は、被告との間で、原告会社の所有する不動産を被告が代金60万ドルで購入する売買契約を結び、引渡し及び移転登記手を遂げたが、代金60万ドルのうち10万ドルにつき被告から支払がないとして、被告に売買残代金10万ドル及び遅延損害金の支払いを求めた。

#### 被告の主張

- ・ 1度目が35万ドル、2度目が15万ドルと2回に分けて合計50万ドルを支払い、残10万ドルについても、訴外Aが原告会社に対して有していた貸金債権を、訴外Aから譲渡を受け、これを自働債権として相殺した。
- ・ 仮に債務が存在していても原告会社が免除した。

#### 原告会社の主張

- ・ 被告が主張する1度目の支払はあったがその額は30万ドルであり、35万ドルではない。被告が主張する2度目の支払は全く受けていない。なお、原告会社も合計としては50万ドルの支払を受けたことは争わないが、その内訳は上記30万ドルを除き、被告の主張とは異なる内容の支払である。その余部の20万ドル分のうちの15万ドル分は、原告会社が訴外Aから本件代金の一部支払として支払を受けたものであるが、被告は、この15万ドル分の支払について、訴外Aが原告会社に貸し付けたものとした上で、同貸金債権の譲渡を受け、これを自働債権として売買残代金10万ドルの債務と相殺したと主張しているものである。したがって、被告が主張する相殺については、自働債権が存在しないもので、相殺の抗弁は争う。
- ・ 原告会社が被告の債務を免除したことはない。

以上の各主張から、本件の争点は、①弁済の有無、②債務免除の有無となる。①について、具体的な弁済事実の内容が、原告会社と被告との言い分が異なっており、互いの主張を整理して、実質的に争いのある支払い事実はいずれにあるのかを確定した上、書証との関係を把握し、さらに、その点に関する事情を証人尋問でどれだけ引き出せるかがポイントとなる事案であった。

### 3 配役及び事前準備

RSJP教官候補生を、①裁判官グループ3名、②原告代表者及び原告代理人グループ2名、③被告及び被告代理人グループ2名に分け、人証である原告代表者、被告、訴外Aのうち、訴外Aについては、①の裁判官グループの1名が兼任した。

その上で、事前に模擬裁判用事案を配布して読んでもらい、それぞれ、弁論準備及び口頭弁論を実施する準備をするよう依頼しておいた（記録のうち主張部分については、全研修員に配布したが、各人証役の供述内容である言い分については、それぞれ担当の人証役のRSJP教官候補生にのみ配布し、各代理人は、それぞれ原告・被告本人役と打ち合わせをすることで、言い分を把握することとした。）<sup>\*5</sup>。

<sup>\*5</sup> 研修員が資料を手にしたのは来日直前であったが、各研修員は意欲的に準備し、模擬裁判に臨んでいた。

#### 4 日本側の参加者

日本側からは、礒川剛志弁護士（カンボジア法曹養成アドバイザーグループ委員，大阪弁護士会所属），岡本陽平長期専門家（裁判官出身），当部松川充康教官及び筆者が講評役として参加した。できる限りカンボジア側で自立的に運営できるように，模擬裁判での配役もカンボジア側のみ割り振った上，模擬裁判の進行中も可能な限り介入せず，模擬裁判終了後，まとめて講評する形をとった。

#### 5 模擬裁判の様子

##### (1) 弁論準備手続

研修員の訴訟活動の態度が堂々とした自信に満ちたものであることは，過去の研修報告でも指摘されているとおりである。特に今回の研修員は，裁判官として2～3年の実務経験を有していたこともあり，本番さながらのやり取りがなされていた。



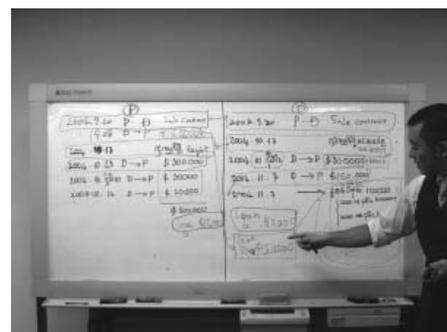
訴状及び準備書面の陳述は，模擬裁判用記録があることから粛々と朗読する形で手続が進んだ。

書証の採否，取調べの手続は，やや省略した取扱いがなされた。特に一部書証については，記録上は，成立の真正に争いがあるべきものがあつたが，この点に留意した手続はなされなかった。後の講評を通じて，書証の成立の真正につき，研修員に若干の混乱が見られた。

また，人証につき，尋問順序は決定されていたが，尋問時間を決めることはなかった。もっとも，研修時間内で実施する模擬裁判のため，研修員側でコントロールができない時間制限があることや通訳を介することもあり，尋問時間を決めるのが困難であつたという側面もあり，必ずしも手続を履践しなかったということの意味しない。

争点整理について，専ら当事者の主張書面の主張を繰り返すにとどまり，本来なされるべきである弁済の具体的態様やそれに関する実質的な争いがどこにあるのかといった点についての主張を整理することはなかった。このため，争点整理の結果は，「1点目は，売買残代金の10万ドルを支払ったか，2点目は，訴外Aから被告に10万ドルの債権譲渡があつたか，3点目は，原告側が10万ドルに関して免除をしたか」といった漠然とした整理にとどまり，人証調べにおいて，着目すべき具体的な争点が浮き彫りにならないまま争点整理を終えた。様々な原因が考え得るが，一つには，カンボジアでは当事者主義的な発想が弱く，裁判官が人証から聞き出して事実を発見するという意識が強いためかもしれない。また，議論の中で相殺につき，合意が必要であるかのような発言もなされており，民法自体の理解についても不安が残った。

争点整理が不十分なまま終わったことから、引き続きなされるべき口頭弁論において、十分な尋問がなされないおそれもあった。このため、争点整理が終了した時点で日本側からそれぞれの主張を時系列化し、これを対比することで、実質的に争いのある事実は何かまとめるよう依頼し、その後、ディスカッション方式で日本側も加わり、整理を遂げた上で、後日の口頭弁論（尋問手続）を迎えた。



## (2) 口頭弁論（尋問手続）



弁論準備手続において、原告会社代表者、被告本人、訴外Aの順で尋問を行うと決められたため、その順で実施された。日本の民事裁判であれば、証人である訴外A、当事者の順に尋問を実施することが多いが、後の講評において、研修員から、「先に証人の尋問をすれば、何を聞けばいいかわからない。先に当事者の尋問をして、事案を把握する趣旨で、当事者尋問を実施することとした。カンボジアでは、一般的にこのような順で尋問を実施する。」旨の説明があった。

各尋問における尋問の順は、いずれも「申請をした当事者、反対当事者、補充尋問」の順で実施された。

尋問の内容については、レベルの高いものであった。両当事者に対する尋問、訴外Aに対する尋問のいずれにおいても、一通りの言い分を供述させるにとどまらず、供述に沿う内容の書証との関係に触れるなど、その信用性に関する尋問もできていた。例えば、訴外Aが原告会社に対して交付した15万ドルが貸付金であるとする被告の主張に一致する証言をした訴外Aに対して、原告代理人が利息の合意の有無を聞き、その合意がないことの不自然さを追及していた。同様に訴外Aは、仲介料として8万5,000ドルを原告から受領した旨証言したのに対し、訴外Aのその他の取引に関する額を聞くことで不合理に高額であることを強調するなどしていた。また、異議の出し方やその処理において、一部不十分な部分もあったが、尋問の内容自体は、既に実務で通用するレベルに達していたと感じら



れ、講評においても、同様の意見が出されていた。

### (3) 判決

研修員は、いずれも裁判官であり、模擬裁判の指導役を務める上でも自ら判決を起案することが有益であることから、配役にかかわらず3グループすべてに判決を起案してもらい、言渡しをしてもらった。

裁判官役のグループ及び被告役のグループが原告の請求棄却、原告役のグループが原告の請求認容という結果となった。いずれのグループも争いのある各事実を証拠により認定するよう心掛けているように思われ、判決に一定の論理性は見られた。しかしながら、判決において、認定根拠として用いた証拠やその内容の引用はあるものの、証拠の信用性についての評価根拠が十分に示されないなど、説得力にやや欠ける部分も見られた。消極証拠に対する評価も含め、論理的に説明する技術を習得する必要性もあるように感じられた。

### (4) 記録の修正

判決言渡しまでの模擬裁判を通じて、カンボジアの実情に照らして不自然なところを修正するため、議論をしたが、形式的な修正を除き、特段の指摘はなかった。

なお、本記録では、売買契約に際して、その代金債権等を担保するため本件不動産に根抵当権が設定されていた。カンボジアでは、抵当権自体が新しい制度であり、根抵当権制度の理解が進んでいないことを受け、研修員から、「根抵当権は分かりにくいので抵当権に変更した方が良いのではないか」との意見が出された。しかしながら、抵当権にすると、記録上、被担保債権の内容を特定せざるを得ず、その結果、一部弁済の有無についても記録上明らかになってしまうことから、模擬裁判の記録として適切ではない旨説明し、合意を得た。

### (5) 小括

研修員が裁判官としてのキャリアを積んできていることもあり、手続の進行や尋問技術などの部分では、相当なレベルに達してきていると感じられた。他方で、争点整理や判決において、民法の理解が十分でない場面が散見された。近く民法が適用されれば、実務上の必要性も相まって、長足の進歩を遂げることも十分に考えられるが、その際に大きな混乱が生じないように留意する必要があると思われる。

## 第5 判決起案演習及び民法演習

### 1 判決起案演習及び民法演習を行う趣旨について

前回のRSJPの模擬裁判実施に向けた本邦研修（2009年10月実施の第6回カンボジア法曹養成支援研修）においては、模擬裁判の実施と併せ、民事執行及び民事保全の講義を実施していた。これは、研修員であるRSJP3期教官候補生に対して、民事執行及び民事保全の講義を行うことで、それ以前の期の教官候補生に追いついてもらう趣旨であった。

今回の研修では、研修員が既に裁判官として実務につき、民事執行や民事保全についての経験を積んできていることや、前回の研修員と一部重複していることなどから、事

実認定、法令解釈や判断経過の摘示の練習をするため、判決起案演習と民法演習を行うこととした。

## 2 演習の様子

判決起案演習においては、日本の人事訴訟（離婚等請求事件）の判決書サンプルと、日本の様式を参考に作成された貸金請求事件の判決書サンプル（本プロジェクトで作成した模擬記録である原告キエウ・アート、被告ソック・ボラーの貸金請求事件記録を基に日本の新様式を参考に作成したもの）を配布し、研修員と日本側との間で意見交換をした。研修員からは、「カンボジアでは、一般に事実欄に当事者に争いのない事実は記載しない。争いが無い事実を書く必要はないのではないか。」とする意見が出される一方、「裁判所が何に基づいて判断したかを明確にするため、争いが無い事実も書くほうが良い。」とする意見も出された。民事訴訟法が適用されて既に3年が経過したが、いまだ統一された判決の書式はなく、各裁判官によって相当のばらつきがあるようである。なお、後日、前記の模擬裁判の判決言渡しが実施されたが、いずれのグループも当事者に争いのない事実も記載していた。

民法演習においては、カンボジア民法134条の「第三者」（日本民法の177条、178条の「第三者」に相当）の解釈を巡り、研修員と日本側とで意見交換をした。「第三者」に、当事者やその包括承継人が含まれるか、あるいは、典型的な二重譲渡における悪意者やいわゆる背信的悪意者が含まれるかにつき、具体例を挙げながら、研修員に意見を述べてもらい、また、研修員同士で主張をたたかわせてもらった。研修員からは、法的安定性や取引の安全を考慮してバランスをとろうとする意見が活発に出された。研修員の様子からは、カンボジアの個々の裁判官における適切な法解釈をする能力は育ちつつあると推察された。他方で、研修員から、「カンボジアでは初めて議論される話であった」との感想が出されるなど、今回のようないわば典型的な論点についても議論や解釈の蓄積がなされていない様子が見られた。これは、議論や解釈が蓄積されるための仕組みが十分に整っていないため、議論がその場限りとなっていることが原因の一つになっていると思われ、この点の改善は今後の課題と思われた。

## 第6 裁判所見学について

京都地方裁判所において、弁論手続と弁論準備手続を見学した。研修員からは裁判所における和解の実態を問うなど、実務経験に根差した質問が出された。多数の質問に対して、長時間にわたり質疑応答の時間をとって対応していただいた。

大阪地方裁判所民事執行センターにおいて、裁判官、書記官から、受付手続から手続全般の説明をしていただいた。カンボジアにおける執行実務は、いまだ混乱がみられるとのことで、同センターにおいて、分業体制で整然と多数の事案が処理されている様子を見学し、感銘を受けている様子であった。

いずれの見学先においてもあらかじめ研修員から質問事項を受け付けていたものの、実務を見学した際には、次々と疑問が生じるらしく、新たな質問を出していた。研修後にも

研修員からは、「更に見学の時間が欲しい」旨の要望が出され、実務の見学に対する強い関心があることが感じられた。

## 第7 終わりに

本研修で研修を受けたRSJP教官候補生は、研修最終日、「本研修で得た知見を母国で待つ後進に伝えていきたい」と語っていた。本研修を受けたRSJP教官候補生は、2010年12月、RSJPで生徒による模擬裁判が実施された際に指導役を務めた。生徒が実施する模擬裁判では、手続法、実体法の理解が十分でないことから生じる誤り等が散見されたが、教官候補生による講評では、的確に誤り等を指摘し、十分なアドバイスがなされたと聞いている。本研修の成果を最大限活かすためにも、彼らが今後もより多くの後進の指導に尽力することを期待したい。

最後に、本研修に多大な御支援、御協力をいただいた各関係者の方々に深くお礼を申し上げます。



### 第8回カンボジア法曹養成支援研修日程表

月 日	曜 日	10:00	14:00	
		12:30	17:00	
10 / 18	月	JICAオリエンテーション	国際協力部オリエンテーション	講義「日本の法曹養成制度の概要」
			国際協力部教官	国際協力部教官
10 / 19	火	模擬裁判(弁論準備手続) 磯川剛志弁護士・国際協力部教官	民事判決起案演習	国際協力部教官
10 / 20	水	模擬裁判(弁論準備手続の結果陳述, 原告本人尋問) 磯川剛志弁護士・国際協力部教官	模擬裁判(被告本人尋問)	磯川剛志弁護士・国際協力部教官
10 / 21	木	模擬裁判(証人尋問) 磯川剛志弁護士・国際協力部教官	判決起案	
10 / 22	金	京都地方裁判所見学	京都地方裁判所見学	
10 / 23	土			
10 / 24	日			
10 / 25	月	模擬裁判(判決言渡し) 国際協力部教官	模擬裁判(判決言渡し)	模擬裁判講評 国際協力部教官
10 / 26	火	模擬裁判講評・記録修正検討 磯川剛志弁護士・国際協力部教官	模擬裁判講評・記録修正検討	磯川剛志弁護士・国際協力部教官
10 / 27	水	大阪地方裁判所民事執行センター見学	模擬裁判講評・記録修正検討	国際協力部教官
10 / 28	木	民法演習 国際協力部教官	民法演習	国際協力部教官
10 / 29	金	総括質疑 国際協力部教官	評価会	閉講式
10 / 30	土	帰国		